

## ニュージーランドにおけるゲノム編集生物の取扱いルール

2022年 11月 10日

### 【ポイント】

- ニュージーランドは、食品安全及び環境影響の観点から、ゲノム編集の規制を行っています。
- 食品安全については、オーストラリアとニュージーランドの合同で設置している FSNZ（Food Standards Australia New Zealand）が、ゲノム編集食品の取扱いを検討しているところです。
- 環境影響について、ゲノム編集生物は GMO として規制が行われており、オーストラリアとは異なる取扱いとなっています。

### 【概要】

ニュージーランドはオーストラリア同様に、食品安全及び環境影響の観点から、ゲノム編集の規制を行っています。

食品安全については、オーストラリアとニュージーランドの合同で設置している FSNZ（Food Standards Australia New Zealand）が、食品規格コード（Food Standards Code）において GMO の食品を管理しています。[1]この食品規格コードに定義されている『遺伝子技術（gene technology）』及び『遺伝子技術を用いて作られた食品（food produced using gene technology）』を改訂することで、ゲノム編集食品を含めた遺伝子技術により作られた食品に対応できるようにすることを提案しています。[2,3]（オーストラリアについては、[『オーストラリアにおけるゲノム編集生物の取扱いルール』](#)を参照）

一方、環境影響については、オーストラリアとは対極的な取扱いとなっています。ニュージーランドにおいて、ゲノム編集生物は有害物質・新生物法（HSNO 法）及び有害物質・新生物規則（HSNO 規則）のもと、環境保護庁（EPA）が取扱いを行っています。本規則によれば、1998年7月29日（HSNO 規則の発効日）以前に利用されていた突然変異誘発技術は、遺伝子組換えではないことを明示しています。つまり、1998年7月29日以降に開発された突然変異誘発技術（ゲノム編集技術等も含まれる）は遺伝子組換えとして規制対象となります。[4,5,6]



こうした取扱いをニュージーランドがとっている背景には、2014年5月に出された裁判所による判決が関係しています。[7]

以下に該当する生物は HSNO 法の規制対象外となっていますが、この中にはゲノム編集技術に由来する生物は含まれていません。

- 選抜、自然交配、人工授粉などにより得られた生物
- 実験の過程で自発的に起こる変異（ソマクローナル変異）体の選抜と増殖、胚培養、細胞融合（プロトプラスト融合を含む）を含めた器官・組織・培養細胞から再生された生物
- 1998年7月29日以前に使用されていた化学物質や放射線を用いた突然変異誘発により生じた生物
- 人工授精、過排卵、胚移植または胚分割のみから生じた生物
- 以下、I、IIの事象（現象）のみにより改変された生物
  - I 接合、形質導入、形質転換による核酸の移動
  - II プラスミドの消失または自然欠失
- 染色体外 DNA を含む単一ゲノム内の自然欠失、再構成、増幅により生じた生物

[5] (有害物質及び新生物(遺伝子組換えでない生物)規則 1998、第3条より引用)

### 【この記事の元となった文献】

『ゲノム編集食品～農林水産分野への応用と持続的社会的実現』『ゲノム編集をめぐる海外における規制動向』（第1編第6章）

著者：松尾真紀子・立川雅司 監修：田部井豊

エヌ・ティー・エス社、132-141頁、2021年2月

『ゲノム編集技術を応用した製品開発とその実用化』『植物へのゲノム編集応用に関する国内外の規制動向』（第7章第9節）

著者：立川雅司・松尾真紀子

技術情報協会、572-580頁、2021年2月



**【参考資料】** (原文)

[1] FSANZ、遺伝子組換え食品について

<https://www.foodstandards.gov.au/consumer/gmfood/Pages/default.aspx>

[2] FSANZ、新しい育種技術に由来する食品

<https://www.foodstandards.gov.au/consumer/gmfood/Pages/Review-of-new-breeding-technologies-.aspx>

[3] FSANZ、遺伝子技術と新規育種技術の定義

<https://www.foodstandards.gov.au/code/proposals/Pages/p1055-definitions-for-gene-technology-and-new-breeding-techniques.aspx>

[4] 1996年有害物質・新生物法 (Hazardous Substances and New Organisms Act 1996)

<https://legislation.govt.nz/act/public/1996/0030/latest/DLM381222.html>

[5] 1998年有害物質・新生物 (遺伝子組換えでない生物) 規則 (Hazardous Substances and New Organisms (Organisms Not Genetically Modified) Regulations 1998)

<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/1998/0219/latest/whole.html>

[6] Environmental Protection Authority (EPA)、新しい生物について

<https://www.epa.govt.nz/industry-areas/new-organisms/>

[7] New Zealand High Court (2014) "The Sustainability Council of New Zealand Trust v. The Environmental Protection Authority," CIV 2013-485-877, NZHC 1067.

<https://www.epa.govt.nz/assets/FileAPI/hsno-ar/APP201381/e170a1aec8/APP201381-The-Sustainability-Council-of-New-Zealand-Trust-v-The-Environmental-Prot.pdf>

- 著者：森山 力（農研機構）
- 監修：立川雅司（東海国立大学機構名古屋大学）、松尾真紀子（東京大学）
- 編集協力者：農研機構企画戦略本部新技術対策課